

「日本住宅性能表示基準・評価方法基準技術解説（新築住宅）2020」 正誤表

本書に誤り等がありましたので、以下に訂正しお詫び申し上げます。

2021/5/25

該当箇所		誤	正						
頁									
314	表 5-4	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">地域区分</td> </tr> <tr> <td>外気側透湿抵抗 R'_{e} ($\text{m}^2 \cdot \text{s} \cdot \text{Pa}/\text{kg}$)</td> </tr> <tr> <td>移流補正係数 C_r ($\text{m}^2 \cdot \text{s} \cdot \text{Pa}/\text{kg}$)</td> </tr> </table>	地域区分	外気側透湿抵抗 R'_{e} ($\text{m}^2 \cdot \text{s} \cdot \text{Pa}/\text{kg}$)	移流補正係数 C_r ($\text{m}^2 \cdot \text{s} \cdot \text{Pa}/\text{kg}$)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">地域区分</td> </tr> <tr> <td>外気側透湿抵抗 R'_{e} ($\text{m}^2 \cdot \text{s} \cdot \text{Pa}/\text{ng}$)</td> </tr> <tr> <td>移流補正係数 C_r ($\text{m}^2 \cdot \text{s} \cdot \text{Pa}/\text{ng}$)</td> </tr> </table>	地域区分	外気側透湿抵抗 R'_{e} ($\text{m}^2 \cdot \text{s} \cdot \text{Pa}/\text{ng}$)	移流補正係数 C_r ($\text{m}^2 \cdot \text{s} \cdot \text{Pa}/\text{ng}$)
地域区分									
外気側透湿抵抗 R'_{e} ($\text{m}^2 \cdot \text{s} \cdot \text{Pa}/\text{kg}$)									
移流補正係数 C_r ($\text{m}^2 \cdot \text{s} \cdot \text{Pa}/\text{kg}$)									
地域区分									
外気側透湿抵抗 R'_{e} ($\text{m}^2 \cdot \text{s} \cdot \text{Pa}/\text{ng}$)									
移流補正係数 C_r ($\text{m}^2 \cdot \text{s} \cdot \text{Pa}/\text{ng}$)									
465, 466	「9.高齢者等への配慮に関すること」の「別表1 基準概要」中	「凡例」の20～27 (別紙参照)	<u>(別紙参照)</u>						

9. 高齢者等への配慮に関すること

評価事項		仕様基準		等級				
				5	4	3	2	
③階段	勾配等	勾配	勾配 6/7 以下	● ¹¹	● ¹²	—	—	
			勾配22/21以下, 踏面195mm以上	● ¹³	● ¹⁴	● ¹¹	● ¹¹	
		550mm ≤ 2R + T ≤ 650mm ¹⁵		●	●	● ¹¹	● ¹¹	
	蹴込み	蹴込み寸法30mm以下		●	●	● ¹¹	● ¹¹	
		蹴込み板設置		● ¹¹	● ¹²	—	—	
	形式等	通路等への食い込み, 回り階段等の禁止		● ¹¹	● ¹²	—	—	
	滑り止め	滑り止めは踏面同一面		● ¹¹	—	—	—	
	段鼻	段鼻を設けない		● ¹¹	—	—	—	
基準法適合	建築基準法施行令第23条から第27条に適合 ¹⁶		●	●	●	●		
④手すり	階段	両側設置 (700~900mmの高さ)		● ¹⁷	—	—	—	
		少なくとも片側に設置 (上記の高さ)		● ¹⁸	●	● ¹¹	● ¹¹	
		両側設置 (上記の高さ) (階段勾配45度超の場合*2)		● ¹⁸	● ¹²	● ¹¹	● ¹¹	
	日常生活空間内	便所	設置 (立ち座り補助のためのもの)		●	●	●	●
		浴室	設置 (浴槽出入りのためのもの)		●	●	●	●
			設置 (浴室出入り, 浴槽内での立ち座り, 姿勢保持, 洗い場の立ち座りのためのもの)		●	—	—	—
		玄関	設置 (靴等の着脱のためのもの)		●	●	● ¹⁹	● ¹⁹
脱衣室	設置 (衣服着脱のためのもの)		●	●	● ¹⁹	● ¹⁹		
転落防止	各部位に応じた基準に基づき設置 (設計住宅性能評価マニュアル参照)		●	●	●	●		
⑤通路及び出入口の幅員	日常生活空間内	通路 ²⁰	有効幅員850mm (柱等の箇所は800mm) 以上	●	—	—		
			有効幅員780mm (柱等の箇所は750mm) 以上	—	●	●		
	出入口の幅員	浴室 ²⁰ ²¹	800mm以上	●	—	—		
			650mm以上	—	●	—		
			600mm以上	—	—	●		
		浴室以外 ²¹ ²²	800mm以上	● ²² ²³	—	—		
750mm以上	—		● ²² ²³	● ²² ²⁴				
⑥寝室, 便所及び浴室	日常生活空間内	浴室の広さ	内法で短辺1.4m以上かつ広さ2.5m ² 以上	●	●	—		
			内法で短辺1.3m以上かつ広さ2.0m ² 以上 (共同住宅等は1.2m以上かつ広さ1.8m ² 以上)	—	—	●		
	便所の介助スペース	内法で短辺1.3m以上 ²⁴ ²⁵		● ²⁵ ²⁶	—	—		
		内法で短辺1.1m以上, 長辺1.3m以上 ²⁶ ²⁷		—	● ²⁷ ²⁸	—		
		内法で長辺1.3m以上 ²⁶ ²⁷		—	—	● ²⁷ ²⁸		
	便器	腰掛け式		●	●	●		
特定寝室の広さ	内法で12m ² 以上		●	●	—			
	内法で9m ² 以上		—	—	●			

凡例

●：適用

1 出入口幅員750mm (直進できる場合は650mm) 以上等介助用車いすが使用できるホームエレベーターが

高配
高齢者等への
慮

ある場合は適用しない。

- 2 5 mm以下の段差が生じるものを含む。
 - 3 くつずりと玄関外側の高低差20mm以下、かつ、くつずりと玄関土間の高低差 5 mm以下のものに限る。
 - 4 奥行き300mm以上、幅600mm以上、かつ、1段のものに限る。
 - 5 勝手口その他屋外に面する開口部（玄関及びバルコニーの出入口を除く。）
 - 6 以下の基準に適合するものに限る。
 - (a) 介助用車いすの移動の妨げとならない位置に存すること
 - (b) 面積が3 m²以上9 m²（当該居室の面積が18m²以下の場合にあっては、当該面積の1/2）未満であること
 - (c) 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること
 - (d) 間口（工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。）が1,500mm以上であること
 - (e) その他の部分の床より高い位置にあること
 - 7 奥行き300mm以上、幅600mm以上、踏み段とバルコニーの端との距離1,200mm以上、かつ、1段のものに限る。
 - 8 接地階を有しない住戸に限る。
 - 9 接地階を有する住戸に限る。
 - 10 日常生活空間外に存する玄関の出入口及び上がりかまち、勝手口等の出入口及び上がりかまち、浴室出入口及びバルコニーの出入口の段差並びに室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差に限る。
 - 11 ホームエレベーターがある場合に適用しない。
 - 12 ホームエレベーターがある場合又は日常生活空間内がない場合に適用しない。
 - 13 ホームエレベーターを設置している場合に限る。
 - 14 ホームエレベーターを設置している場合、又は、日常生活空間外にある場合に限る。
 - 15 R：けあげ高さ、T：踏面長さ
 - 16 等級1にも適用する。
 - 17 ホームエレベーターがない場合に適用する。
 - 18 ホームエレベーターがある場合に限る。
 - 19 設置できるようにする場合（設置準備）を含む。
 - 20 等級5及び等級4においては、1に掲げるホームエレベーターを設置する場合は、当該ホームエレベーターと日常生活空間との間の経路を含む。
 - 21 20 浴室出入口の幅員は、有効幅員とする。
 - 22 21 玄関出入口の幅員は、有効幅員とする。
 - 23 22 玄関出入口以外の幅員は、工事を伴わない撤去等により確保できるものを含む。
 - 24 23 玄関出入口以外の幅員は、軽微な改造により確保できるものを含む。
 - 25 24 1.3m以上とするかわりに、便器後方の壁から先端までの長さ+0.5m以上としたものでも良い。
 - 26 25 工事を伴わない撤去等により確保できるものを含む。
 - 27 26 便器の側方及び前方に500mmのスペースを確保（ドアの開放による確保を含む。）できるものでも良い。
 - 28 27 軽微な改造により確保できるものを含む。
- *1 等級3、2の場合は設置準備も可
*2 回り階段の部分で基準に適合する場合は適用しない

9.2.2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）

（1）基本原則等

告示	9-2
----	-----

9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）

（1）適用範囲

新築住宅及び既存住宅のうち、共同住宅等について適用する。

（2）基本原則

イ 評価事項

- ① この性能表示事項において評価すべきものは、加齢等に伴う身体機能の低下等を考慮した移動等の安全性及び評価対象住戸の玄関から建物出入口に至る空間における介助必要時の移動等の容易性の高さとする。